

平成 26 年度
特定地域再生事業費補助金事業
第 2 次募集 募集要領

【募集期間】平成 26 年 6 月 16 日（月）～ 7 月 4 日（金）18:00 必着
10:00～12:00、13:00～18:00 / 土日・祝日を除く

【ご 注 意】補助金の応募に当たっては、事前に提出書類に概要を記載し、
提出前に内閣府地域活性化推進室の特定地域再生計画担当に相
談してください（必須）。

平成 26 年 6 月 11 日
内閣府地域活性化推進室

目次

1	趣旨・目的.....	2
2	応募対象者.....	5
3	応募対象事業.....	6
4	応募の対象となるテーマ.....	7
5	補助に係る要件.....	9
6	選定基準.....	11
7	応募手続等.....	12
8	提出書類.....	14
9	補助事業終了後の留意事項.....	15
10	その他.....	15
11	様式集.....	16

1 趣旨・目的

(1) 概要

我が国は、世界のどの国もこれまで経験したことがない高齢社会を迎えており、人口も減少傾向が強まると推計されています。人口減少等は、労働力人口の減少や雇用形態の多様化、社会を構成する人口構造や需要の変化、まちやむらの地域空間の変化や地域活力の衰退等我が国の社会経済に大きな影響を及ぼす可能性があります。

また、東日本大震災の影響等から、再生可能エネルギー・省エネルギー、環境・リサイクル等に配慮したまちづくり、地域資源の活用と域内循環により地域の自給力・創富力を高める取組等が求められています。

こうした課題は、全国的に各地域に共通して重要な課題であり、持続可能で活力ある地域の形成を図るためには、地域における少子高齢化の進展に対応した良好な居住環境の形成や地域における未利用の又は利用の程度の低い資源を有効に活用した産業の振興といった政策課題の解決を通じて、地域再生を進めることが重要です。

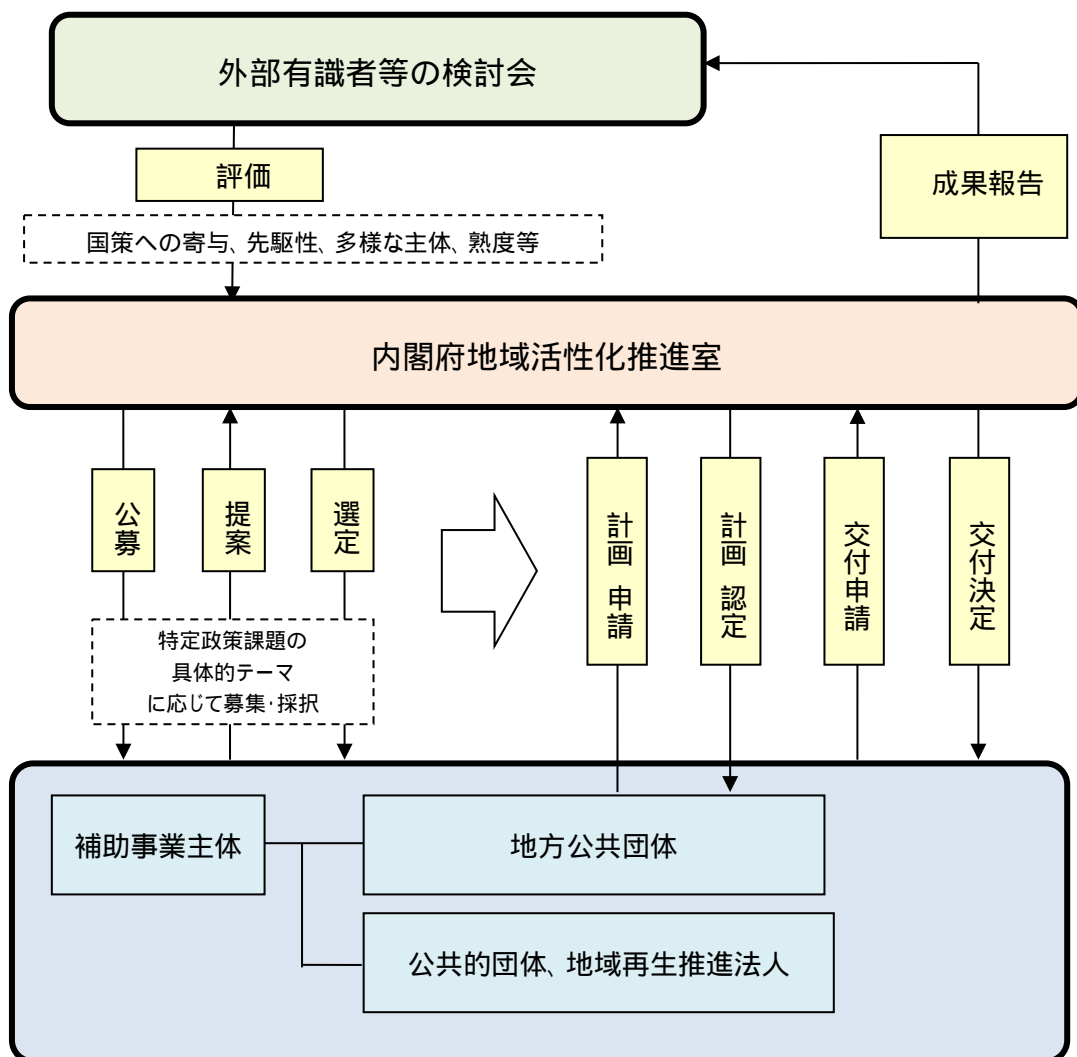
このため、平成 24 年 9 月 5 日に、地域再生法の一部を改正する法律が公布され、地方公共団体等が地域再生を図るために特に重点的に取り組むことが必要な政策課題については、特定政策課題として国が提示し、その解決に資する事業（以下「特定地域再生事業」という。）に対し、国が重点的かつ総合的な支援策を講ずる「特定地域再生制度」が創設されました。

特定地域再生事業費補助金は、この特定地域再生制度における中心的な支援措置として位置付けられているものです。

選定された先駆的な取組については、重点的に支援するとともに、フォローアップを行い、その効果を検証することにより、特定政策課題の「課題解決モデル」を構築して、これを全国展開することにより、地域の工夫と知恵を活かした取組をさらに支援していくこととしています。

また、地域再生の推進に資する施策を提案できる提案制度や構造改革特区制度における規制の特例措置も活用して、既存の施策体系を改善することにより、特定政策課題の解決に向けた取組を支援することとしています。

(2) 特定地域再生事業費補助金事業の仕組み



地域再生法に基づく地域再生計画をいう。

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）抄
 第五条 地方公共団体（都道府県、市町村（特別区を含む。）又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の一部事務組合若しくは広域連合をいい、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の規定による港務局を含む。以下同じ。）は、地域再生基本方針に基づき、内閣府令で定めるところにより、地域再生を図るための計画（以下「地域再生計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。
 2 地域再生計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 一 地域再生計画の区域

- 二 地域再生を図るために行う事業に関する事項
- 三 計画期間
- 3 前項各号に掲げるもののほか、地域再生計画を定める場合には、次に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。
 - 一 地域再生計画の目標
 - 二 その他内閣府令で定める事項

2 応募対象者

(1) 特定地域再生計画策定事業

以下の団体が対象となります。

- ・地方公共団体

(2) 特定地域再生計画推進事業

以下の団体が対象となります。

- ・地方公共団体
- ・公共的団体（ 1 ）
- ・NPO・一般社団法人等のうち地域再生推進法人（ 2 ）として指定された者

1 公共的団体とは、地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条第5号にいう公共的団体をいいます。

具体的には、特殊法人、公共法人（土地区画整理組合、土地開発公社、地方住宅供給公社等）、公益法人（社会福祉法人、日本赤十字社、商工会議所）、協同組合（農業協同組合、商店街振興組合等）などが含まれます。

出典：石原信雄・二橋正弘、新版地方財政法逐条解説、(株)ぎょうせい、平成12年、p59

2 地域再生推進法人とは、地域再生法（平成17年法律第24号）第19条第1項に基づき、地方公共団体の長により、営利を目的としない法人であって、同法第20条に掲げる業務（以下参照）を適正かつ確実に行うことができるものとして認められ、指定を受けた法人をいいます。

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）抄

第二十条 推進法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 地域再生を図るために行う事業を行う者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- 二 第五条第二項第二号に規定する事業を行うこと又は当該事業に参加すること。
- 三 第五条第二項第二号に規定する事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。
- 四 地域再生の推進に関する調査研究を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、地域再生の推進のために必要な業務を行うこと。

3 応募対象事業

(1) 特定地域再生計画策定事業

(概要): 特定政策課題の解決に資する地域再生計画^(P3参照)を策定しようとする地方公共団体が、協議会を設置して地域の将来像や課題の解決のための取組について住民や関係団体との合意形成を図るため、調査等を実施する場合に補助金を交付します。

なお、対象となる事業は、当該事業実施の目標が全国の特定政策課題の解決に貢献するものに限りません。

(事業主体): 地方公共団体

(補助率): 定額補助

(上限): 1,000万円/件

(2) 特定地域再生計画推進事業

(概要): 地方公共団体、公共的団体、NPO・一般社団法人等のうち地域再生推進法人として指定された者が、特定政策課題の解決に資する地域再生計画に記載されかつ当該補助金以外の他の公共事業等(地方単独事業や民間事業者等が取り組む事業も含む)と相まって効果を発揮する事業(ハード事業及びソフト事業ともに対象となります。)を実施する場合に補助金を交付します。

また、特定政策課題の解決に向けては、複数の事業を同時並行で実施する取組が想定されることから、複数の府省庁の予算制度の活用をご検討ください。

(事業主体): 地方公共団体、公共的団体、NPO・一般社団法人等のうち地域再生推進法人として指定された者

(補助率): 1/2

(上限): なし

当該補助金を活用して実施する事業については、各府省庁の予算制度の支援対象とならないことが条件となります。応募にあたっては、関係府省庁にあらかじめ確認していただく必要があります(様式6参照)。

4 応募の対象となるテーマ

今回、応募を求める取組の重要なテーマとして、以下の特定政策課題に関する具体的なテーマを設定します。テーマ毎に、応募していただきます。

(1) 特定政策課題について

< 特定政策課題 >

地域における少子高齢化の進展に対応した良好な居住環境の形成
地域における未利用の又は利用の程度の低い資源を有効に活用した産業の振興

特定政策課題とは、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 4 条第 2 項第 3 号において、「地域における少子高齢化の進展に対応した良好な居住環境の形成その他の地方公共団体が地域再生を図るために特に重点的に取り組むことが必要な政策課題として政令で定めるものという」と規定されています。

また、地域再生法施行令（平成 17 年政令第 151 号）第 1 条第 1 号及び第 2 号において、「地域における少子高齢化の進展に対応した良好な居住環境の形成」及び「地域における未利用の又は利用の程度の低い資源を有効に活用した産業の振興」と規定されています。

(2) 特定政策課題の具体的なテーマについて

< 特定政策課題の具体的なテーマ >

- 地域における少子高齢化の進展に対応した良好な居住環境の形成
- イ 居住者の少子高齢化等が進む市街地において保健・医療、介護・福祉、子育て等のサービスを一体的に整備・提供するまちづくり
 - ロ 居住者の高齢化等が進む郊外住宅団地における生活環境の維持・向上
 - ハ 居住者の少子高齢化と人口減少が同時並行で進む中山間地域や農山漁村地域における地域活力の維持・向上
- 地域における未利用の又は利用の程度の低い資源を有効に活用した産業の振興
- イ 地域における農林水産物等の有効利用による 6 次産業化や観光・健康等の他分野との連携を通じた地域活力の向上
 - ロ 地域に賦存する再生可能エネルギーの活用による事業の創出とともに、省エネルギー対策等を一体的に行うエコタウンの推進

(1)の特定政策課題については、既に一部の地方公共団体において、具体的な分野に絞った上で、その解決に向けた先駆的な取組が行われており、他の地域においても同様の分野の課題に直面している地域が多く、これらの分野で課題解決に対する支援が求められています。

こうした地域における状況を踏まえ、地域再生基本方針（平成 17 年 4 月 22 日閣議決定）を改正して、当面重点的に取り組むべき特定政策課題の具体的なテーマとして、当該特定政策課題の内容に応じて、それぞれ上記の囲み欄に掲げる 5 つのテーマを設定しています。

なお、一八の「居住者の少子高齢化と人口減少が同時並行で進む中山間地域や農山漁村地域における地域活力の維持・向上」については、「コンパクト・ビレッジ」の実現といった先駆的・モデル的な取組が積極的に取り組むべきものの 1 つと考えられます。具体的には、以下の をご参照下さい。

「コンパクト・ビレッジ」について

人口減少・少子高齢化が進展する農山村地域では、農業者の高齢化、耕作放棄地の拡大が進展するとともに、日常生活機能やコミュニティ機能等が低下しています。このため、農業経営が困難となった高齢者は生活利便性等が高い基幹的集落に移転する一方で、移転後に残った農地を意欲ある農業者等が活用することにより、農地集積の推進・耕作放棄地の解消による農業競争力の強化と高齢者の居住の安定確保等を同時に実現させる取組が有効であると考えられます。このような取組により実現された農山村地域をここでは「コンパクト・ビレッジ」と呼んでいます。

この取組の実現のためには、移転先となる基幹的集落における居住環境の整備等、基幹的集落への移転支援、移転後に残された農地等の集約・整備の取組をパッケージで行うことが重要であるため、これらの 3 つ要素を含めた提案であることが望まれます。

5 補助に係る要件

(1) 平成 26 年度の特定地域再生事業費補助金事業の予算額

2 億円

一次募集において約 1.6 億円の配分を決定しております。

(2) 補助金の内訳概要

	特定地域再生計画策定事業	特定地域再生計画推進事業
補助期間	原則として、単年度とします。	地域再生計画の計画期間内を想定しています。ただし、毎年度の補助の採択の是非は、原則として外部有識者等の検討会の評価を行った上で判断します。
補助率	定額補助	1 / 2
補助対象の上限額	1,000 万円	上限はありません。 ただし、配分額の範囲内に限ります。
想定件数	若干数	若干数
その他	特定地域再生計画策定事業及び特定地域再生計画推進事業の支援を受けようとする場合は、本補助金事業を除いた各府省庁の既存の予算制度の支援対象とならないことが必要です。 応募にあたっては、関係府省庁にあらかじめ確認していただく必要があります（様式 6 参照）。 交付決定より前に着手している事業は、当該補助金の対象となりません。	

(3) 補助対象事業の基本的な考え方

行政分野横断的な特定政策課題の解決を図るためには、それに資する各種の先駆的・モデル的な取組を連携させて、総合的かつ効果的に進めることが重要です。このため、平成 26 年度の募集では、特定政策課題の解決に向けて、複数の府省庁の予算制度を活用する場合であって、これらの取組の連携を促進することにより、事業全体の効果を増進するものを特定地域再生計画推進事業の対象としております。

なお、交付決定より前に着手している事業及び経常経費や補助対象経費が少額のものには対象とならないので、ご注意ください。

特定地域再生計画策定事業については、特定政策課題の解決に向けた多様な主体による事業展開の検討や複合的な事業の実施のため、地方公共団体以外の地域の NPO や

民間事業者等も参画する協議会等の設置を採択条件とするとともに、当該補助金を活用した事業の他にも、基礎調査等の地方公共団体独自の取組みを併せて実施しているものについて評価します。

特定地域再生計画推進事業については、当該補助金以外の他の公共事業等（地方単独事業や民間事業者等が取り組む事業も含む）と相まって効果を発揮するものを対象とするとともに、特定地域再生事業を記載した地域再生計画には、事業目標や事業効果を明記することを採択条件とします。

なお、今回の補助金の選定に当たっては、特定地域再生計画推進事業を優先的に選定することとし、特定地域再生計画策定事業については、これまでの選定結果と類似する提案以外の先駆的な取組みを選定対象とします。

過去の選定結果は、地域再生本部のホームページでご覧いただけます。

URL : <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/bosyuu/hojokin.html>

(4) その他

補助金の応募に当たっては、事前に提出書類に概要を記載し、提出前に内閣府地域活性化推進室の特定地域再生計画担当に相談してください（必須）

また、応募期間が短いことから、可能な限り早い段階でご相談ください。なお、相談にあたっては、当室にお越しいただく必要はありませんので、指定のメールアドレスに提出書類を送信いただいた後、送信した旨を電話でお知らせいただくようお願いいたします。

6 選定基準

- ・外部有識者等の検討会において、前述の2応募対象者及び3応募対象事業等の内容を満たしている応募内容について、以下の項目の観点から、総合的な評価を実施して選定します。なお、必要に応じて、ヒアリング等実施する場合があります。

< 評価項目 >

国策への寄与

- ・特定政策課題の解決に相当程度寄与することが認められるか
- ・行政分野横断的な課題への解決策となっているか 等

先駆性・モデル性

- ・特定政策課題の解決に有効な取組として先駆性・モデル性が認められるか 等

多様な主体

- ・NPO、民間事業者等の多様な主体と連携した事業であるか 等

熟度

- ・事業の実現可能性が高いか 等

その他

- ・その他応募内容について評価に値すべき内容が含まれているか否か 等

- ・特定政策課題の解決にあたっては、特定地域再生制度による支援措置と併せて、構造改革特区制度による規制の特例措置の一体的活用が効果的です。そこで、本事業に応募する場合には、当該事業を盛り込んだ地域再生計画に係る規制の特例措置について、構造改革特区計画の認定や構造改革特区の提案制度の活用を併せてご検討されることを推奨いたします。この場合において、特定政策課題の解決を図る上で重要な役割を果たすと見込まれる規制の特例措置を一体的に活用する地域再生計画に基づく事業であるときは、補助金の選定にあたり、上記の総合的な評価に加え、これを積極的に評価します。

7 応募手続等

(1) 公募期間

開始：平成 26 年 6 月 16 日（月）

締切：平成 26 年 7 月 4 日（金）18:00

持参する場合は、土日・祝日を除く 10:00～12:00、13:00～18:00

(2) 提出先（問い合わせ先）等

- ・提出先は、内閣府地域活性化推進室内 特定地域再生計画担当となります。
- ・提出は、郵送等（締切日必着）又は持参とし、FAX 及び電子メールによる提出は受け付けられません。

<連絡先> 内閣府 地域活性化推進室内 特定地域再生計画担当

<住所> 〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-11-39 永田町合同庁舎 6 階

<電話> 03-5510-2474

<E-mail> i.chiiki@cas.go.jp

(3) 提出書類

- ・提出書類は、**8 提出書類**に定めるとおりです。

期限に遅れて到着した申請書や配達事故や通信事故により未着・遅着となった申請書については、受け付けられませんのでご注意ください。

期限までに申請書の不備が修正されなかった場合は、本募集において受け付けることができませんので、あらかじめご了承ください。なお、受付期間間際のご提出は、申請書の不備の修正が時間的にも困難となりますので、できる限り早めにご提出いただきますようお願いいたします。

申請内容の詳細等を確認する際に必要となりますので、申請書に連絡先等を必ず記載してください。

なお、期限や申請内容等について疑問や相談がある場合には、(2)の問い合わせ先にお気軽にご連絡ください。

(4) 選定方法

- ・外部有識者等の検討会において、前述の**2 応募対象者**及び**3 応募対象事業**等の内容を満たしている応募内容について、**6 選定基準**に記載のとおり、総合的な評価を実施して選定します。なお、必要に応じてヒアリング等を実施する場合があります。

(5) 選定結果の通知

- ・選定案件の決定後、応募者全員に対して、速やかに選定・不選定等の結果を通知します。

(6) 選定案件の公表

- ・選定案件については、補助事業者、事業概要等をホームページ等で公表します。

(7) 今後のスケジュール（予定）

特定地域再生計画策定事業

- 8月下旬 選定結果の通知
- 9月上旬 交付申請書の提出
- 9月下旬 交付決定の通知
- 10月以降 事業開始
- 2月中旬 事業終了

特定地域再生計画推進事業

- 8月下旬 選定結果の通知
- 8月下旬 地域再生計画の認定申請
- 9月下旬 地域再生計画の認定
- 10月上旬 交付申請書の提出
- 10月下旬 交付決定の通知
- 11月以降 事業開始
- 2月中旬 事業終了

(8) その他

- ・特定地域再生計画推進事業に係る補助金の交付を受けるためには、選定の通知を受けるとともに、別途、地域再生法に基づく「地域再生計画」を提出し、内閣総理大臣の認定を受けることが必要となります。

8 提出書類

- ・提出にあたっては、本募集要領による提出書類の様式を必ず使用してください。
- ・本募集要領の提出書類は、内閣官房のホームページに掲載されていますので、ダウンロードしてご利用ください。
- ・提出書類は、片面印刷（A4判）をお願いします。
- ・フォントは、10.5ポイント以上としてください。
- ・通しページ（様式1から1ページ）を提出書類下中央に必ず打ち込んでください。
- ・提出部数は、正一部一式及び写し30部となります。なお、「提出書類」の電子媒体（CD-R）も提出してください。当該電子媒体は審査に使用しますので、確実に所定のファイル（PDF等の加工ができないデータとWord等の加工が可能なデータの両方）を提出するCD-Rに保存してください。
- ・各様式には枚数制限がありますので、必ず守ってください。守らない場合は受け付けません。
- ・補足資料は添付できませんので、ご注意ください。必要な情報（写真・図等）は提出書類に適切に盛り込んでください。

片面印刷、左側に二つ穴をあけ、左上ホッチキス止めをお願いします（外部有識者等の検討会による評価のために使用します）。

電子媒体中の赤字による説明書きについては、様式記入時に削除して提出ください。

(1) 提出書類（様式1～7、任意様式）

< 特定地域再生計画策定事業 >

- 様式1 平成26年度特定地域再生事業費補助金事業計画書（表紙）
- 様式2 平成26年度特定地域再生事業費補助金事業の概要書
- 様式3 平成26年度特定地域再生計画策定事業の内容説明書（10枚以内）
- 様式6 既存の予算制度の確認シート

< 特定地域再生計画推進事業 >

- 様式1 平成26年度特定地域再生事業費補助金事業計画書（表紙）
- 様式2 平成26年度特定地域再生事業費補助金事業の概要書
- 様式4 平成26年度特定地域再生構想の内容説明書（12枚以内）
- 様式5 平成26年度特定地域再生計画推進事業の内容説明書（3枚以内）
- 様式6 既存の予算制度の確認シート
- 様式7 平成26年度特定地域再生事業費補助金事業のポンチ絵
- 任意様式 地方公共団体の確認書（ ）

民間団体が本事業に応募する場合に、関係地方公共団体が当該事業を盛り込んだ地域再生計画を申請するかどうかの確認を行う書面。

(2) 電子媒体（CD-R）

9 補助事業終了後の留意事項

- ・特定地域再生計画策定事業を活用した地方公共団体については、地域再生計画の認定準備が整った段階で、認定申請を行ってください。なお、地域再生計画の認定については、年3回実施しているので、詳細についてはホームページでご確認ください。(URL : <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/sinsei.html>)
- ・当該補助金の採択を受けた取組については、特定政策課題の「課題解決モデル」構築の参考事例とするため、ヒアリング等で内閣府にお越しいただくことや現地調査にご協力いただくこと、その取組の状況について外部有識者等の検討会において報告いただく場合があります。
- ・当該補助金の採択を受けた場合、内閣府に提出いただいた資料(計画書、報告書等)については、公開の対象となります。

10 その他

- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、特定地域再生事業費補助金交付要綱等に従っていただく必要があります。

第 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

内閣府地域活性化推進室長 宛

住所（郵便番号、本社所在地）
氏名（名称、代表者の役職及び氏名） 印

平成 26 年度 特定地域再生事業費補助金事業計画書

平成 26 年度特定地域再生事業費補助金事業募集要領に基づき、
事業の選定を受
けたいので、下記の書類を添えて申請します。



希望する支援策についてお書きください。

記

→ < 特定地域再生計画策定事業の場合 >

- 1 様式 1 平成 26 年度特定地域再生事業費補助金事業計画書（表紙）
- 2 様式 2 平成 26 年度特定地域再生事業費補助金事業の概要書
- 3 様式 3 平成 26 年度特定地域再生計画策定事業の内容説明書
- 4 様式 6 既存の予算制度の確認シート

→ < 特定地域再生計画推進事業の場合 >

- 1 様式 1 平成 26 年度特定地域再生事業費補助金事業計画書（表紙）
- 2 様式 2 平成 26 年度特定地域再生事業費補助金事業の概要書
- 3 様式 4 平成 26 年度特定地域再生構想の内容説明書
- 4 様式 5 平成 26 年度特定地域再生計画推進事業の内容説明書
- 5 様式 6 既存の予算制度の確認シート
- 6 様式 7 平成 26 年度特定地域再生事業費補助金事業のポンチ絵
- 7 任意様式 地方公共団体の確認書

平成 26 年度特定地域再生事業費補助金事業の概要書

【テーマ：「-イ」のように記載】

募集要領 4(2)に掲げる特定政策課題の具体的テーマのうち、関連するものを記載してください。

1 事業名	
事業名をご記載ください。ふりがなをふってください。	
2 事業主体の名称	
事業主体の名称をご記載ください。ふりがなをふってください。	
3 新規・継続	
新規・継続の別をご記載ください。	
4 補助金事業の期間	
平成 27 年 2 月までの事業期間を設定してください。	
平成 年 月 ~ 平成 年 月	
5 特定地域再生事業費補助金の種類	
申請する事業の右欄に○を記入してください。	
特定地域再生計画策定事業	
特定地域再生計画推進事業	
6 要望国費	
, 千円	
7 事業の概要 (全角 750 文字以内) 詳細は様式 3 または 4 に記載。	
どのような課題を抱えていて、その課題に対してどのような目標を掲げ、またどのような取組を行うのかの概要についてご記載ください。	
8 担当者連絡先 所属組織名、役職・氏名、住所、電話番号、fax 番号等をご記載ください。	
所属組織名：〇〇市 部 課 係	
役職・氏名：主任・〇〇	
住所：〇〇市〇〇町〇〇〇	
TEL・FAX：〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇、〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
E-mail：〇〇〇@city.〇〇〇.lg.jp	

本様式は 1 枚に収めてください。

平成26年度特定地域再生計画策定事業の内容説明書

【テーマ：「 -イ」のように記載】

1 事業（調査等）の名称	
事業名等をご記載ください。ふりがなをふってください。	
2 事業主体の名称	
事業主体の名称をご記載ください。ふりがなをふってください。	
3 地域の課題等	
(1) 人口や社会経済の状況	
人口の動向や社会経済の状況等についてご記載ください。	
(位置図を添付)	
(2) 地域課題	
特定政策課題に関する地域の課題についてご記載ください。	
(3) 地域資源	
特定政策課題の解決にあたって活用できる地域資源についてご記載ください。	
4 調査の作業フロー	
調査の作業の流れや調査の結果がどのように地域再生計画の策定につながるのかわかるようにご記載ください（以下は、イメージ）。	
<pre> graph LR A[] --> B[] B --> C[] D[] </pre>	

5 事業（調査等）の基本方針

地域再生計画の策定に必要な調査等の進め方の基本的な考え方や方針についてご記載ください。

6 体制

地域再生計画の策定に必要な調査等の実施体制についてご記載ください。
協議会等については、想定している委員の分野（所属）と人数を明記してください。

7 事業（調査等）の内容	
<p>7-1 対象事業 の内容</p>	<p>地域再生計画の策定に必要な調査等の着眼点、具体的な手法についてご記載ください。 委員会等を開催する場合は、想定している回数をご記載ください。</p> <p>研修・講演会等を開催する場合は、対象者・講師・人数・回数・会場等をご記載ください。</p> <p>アンケート調査等を実施する場合は、対象者、配付予定件数、目標回収率、実施回数、実施方法についてご記載ください。</p> <p>現地調査等を実施する場合は、対象者・人数・回数・場所等をご記載ください。</p>
<p>7-2 独自性</p>	<p>過去に採択された事業との差異をお書きください（特に同じ特定政策課題（ -イ・ロ・ハ、 -イ・ロ）をテーマとしているものとの違い 等）。</p>

8 評価項目に対する内容	
8-1 国策への寄与	特定政策課題の解決にどの程度寄与するのか、ご記載ください。
8-2 取組の先駆性・モデル性	取組の先駆性・モデル性について、ご記載ください。例えば、従来の取組等と比較して、どのような点が異なるのかといった観点からご記載ください。
8-3 多様な主体	どのような主体と連携した取組であるか、連携によりどのような効果が期待されるのかについて、ご記載ください。
8-4 熟度	事業の実現可能性がどの程度高いのかについて、ご記載ください。
8-5 その他	その他に取組に関して評価に値すると考えられるものがあれば、ご記載ください。
9 活用する規制の特例措置の内容	
<p>特定政策課題の解決にあたって検討している規制の特例措置について、ご記載ください。具体的には、特定政策課題の解決にあたって、どのような規制が問題となっているのか（法律名、条文、規制の内容）、その規制の特例措置によって誰・何にとってどのような利益・効果が発生すると見込まれるのか、また当該特例措置によって誰・何にとってどのような不利益・悪影響が発生するおそれがあるのか、そのような不利益・悪影響が発生した場合にどのような代替措置又は発生することについての関係者の合意を得ているのかについてご記載ください。</p> <p>該当がない場合は「該当なし」と記載してください。</p>	

10 スケジュール 項目は適宜追加してください。									
項目	年月	平成 26 年度							
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
11 事業費（調査費）									
要望国費					千円				
12 その他									
その他アピールしたいことがあればご記載ください。									

本様式は 10 枚以内に収めてください。

事業費（調査費）の内訳	
経費の区分	内訳
特定地域再生事業費補助金要綱に規定されている経費の区分に従って記載してください。	委託費の場合は、人日等について詳細に記載してください。
経費計	千円
要望国費	千円

平成26年度特定地域再生構想¹の内容説明書【テーマ²:「-イ」のように記載】

1: 特定地域再生構想とは、本補助金事業に係る地域再生計画の基本となる構想をいいます。

2: 様式7のポンチ絵と整合をとってください。

1 特定地域再生構想の名称	
特定地域再生構想の名称をご記載ください。ふりがなをふってください。	
2 事業主体の名称	
事業主体の名称をご記載ください。ふりがなをふってください。	
3 地域の現状・取組の経緯・取組の位置づけ	
3-1 地域の背景・現状	地域の現状について、歴史的背景・経緯、地理的特徴、市街地等の特性、少子高齢化の状況、農林漁業・産業構造の変化の状況、地域の未利用又は低利用資源の状況、これらを踏まえた問題事象及びその問題事象の発生メカニズムについて、地図・表等を活用して、ご記載ください。
3-2 取組の経緯・位置づけ	これまでの行政や地域の民間団体の取組・位置づけについて、ご記載ください。

<p>4 特定政策課題の内容及び課題解決に資する取組等</p> <p>特定政策課題を解決するために必要となる具体的な政策課題を網羅的かつ体系的に項目建てした上で、その項目毎に記載してください。様式7のポンチ絵と整合をとってください。</p>	
4-1 項目	具体的な課題の項目名をご記載ください。
4-1-1 具体的な政策課題の内容	特定政策課題として地域において必要となる具体的な政策課題の内容をご記載ください。
4-1-2 目標	上記4-1-1の具体的な政策課題を解決するにあたって達成する必要がある目標があれば、ご記載ください。
4-1-3 具体的な政策課題の解決に資する解決策・取組	上記4-1-1の具体的な政策課題を解決するために実施する取組の内容についてご記載ください。
4-1-4 活用事業	<p>上記4-1-3の取組を実施するにあたって活用する国の支援措置や独自の事業の概要について、網羅的にご記載ください。</p> <p>関係府省の支援措置を活用して実施する事業</p> <p>各事業について、事業の概要（実施主体、事業費、事業内容、実施期間）、活用する支援措置の概要（支援措置を所管する府省の名称、支援措置の名称、支援措置の期間、支援措置の補助金等の額（千円）支援対象経費）をご記載ください。</p> <p>地域再生法に基づく支援措置を活用して実施する事業（例：地域再生基盤強化交付金、特定地域再生支援利子補給金等）</p> <p>各事業について、事業の概要（実施主体、事業費、事業内容、実施期間）、活用する支援措置の概要（支援措置を所管する府省の名称、支援措置の名称、支援措置の期間、支援措置の補助金等の額（千円）支援対象経費）をご記載ください。</p> <p>連動施策（ ）を活用した事業（例：特定地域再生事業費補助金等）</p> <p>地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定）別表に規定された施策をいう（以下同じ）。</p> <p>各事業について、事業の概要（実施主体、事業費、事業内容、実施期間）、活用する支援措置の概要（支援措置を所管する府省の名称、支援措置の名称、支援措置の期間、支援措置の補助金等の額（千円）支援対象経費）をご記載ください。</p>

	<p>特定地域再生事業費補助金を活用する場合は、どの複数の予算制度に係る取組の連携を促進するのか、また、それらの連携を促進することにより、どのような効果を増進するのかについてご記載ください。</p> <p>自治体等事業主体の単独事業</p> <p>各事業について、事業の概要（実施主体、事業費、事業内容、実施期間）をご記載ください。</p>
<p>4-1-5 特定政策課題解決の寄与度</p>	<p>上記 4-1-4 の事業が、4-1-1 の特定政策課題の解決にどの程度寄与するのかについてご記載ください。</p>

4-2 項目	具体的な課題の項目名をご記載ください。
4-2-1 具体的な政策課題の内容	特定政策課題として地域において必要となる具体的な政策課題の内容をご記載ください。
4-2-2 目標	上記 4-2-1 の特定政策課題を解決するにあたって達成する必要がある目標があれば、ご記載ください。
4-2-3 具体的な政策課題の解決に資する解決策・取組	上記 4-2-1 の具体的な政策課題を解決するために実施する取組の内容についてご記載ください。
4-2-4 活用事業	<p>上記 4-2-3 の取組を実施するにあたって活用する国の支援措置や独自の事業の概要について、網羅的にご記載ください。</p> <p>関係府省庁の支援措置を活用して実施する事業</p> <p>各事業について、事業の概要（実施主体、事業費、事業内容、実施期間）、活用する支援措置の概要（支援措置を所管する府省の名称、支援措置の名称、支援措置の期間、支援措置の補助金等の額（千円）、支援対象経費）をご記載ください。</p> <p>地域再生法に基づく支援措置を活用して実施する事業（例：地域再生基盤強化交付金、特定地域再生支援利子補給金等）</p> <p>各事業について、事業の概要（実施主体、事業費、事業内容、実施期間）、活用する支援措置の概要（支援措置を所管する府省の名称、支援措置の名称、支援措置の期間、支援措置の補助金等の額（千円）、支援対象経費）をご記載ください。</p> <p>連動施策（ ）を活用した事業（例：特定地域再生事業費補助金等）</p> <p>地域再生基本方針（平成 17 年 4 月 22 日閣議決定）別表に規定された施策をいう（以下同じ）。</p> <p>各事業について、事業の概要（実施主体、事業費、事業内容、実施期間）、活用する支援措置の概要（支援措置を所管する府省の名称、支援措置の名称、支援措置の期間、支援措置の補助金</p>

	<p>等の額（千円）支援対象経費）をご記載ください。</p> <p>特定地域再生事業費補助金を活用する場合は、どの複数の予算制度に係る取組の連携を促進するのか、また、それらの連携を促進することにより、どのような効果を増進するのかについてご記載ください。</p> <p>自治体等事業主体の単独事業</p> <p>各事業について、事業の概要（実施主体、事業費、事業内容、実施期間）をご記載ください。</p>
<p>4-2-5 特定 政策課題解 決の寄与度</p>	<p>上記 4-2-4 の事業が、4-2-1 の政策課題の解決にどの程度寄与するのかについてご記載ください。</p>

4-3 項目	具体的な課題の項目名をご記載ください。
4-3-1 具体的な政策課題の内容	特定政策課題として地域において必要となる具体的な政策課題の内容をご記載ください。
4-3-2 目標	上記 4-3-1 の具体的な政策課題を解決するにあたって達成する必要がある目標があれば、ご記載ください。
4-3-3 具体的な政策課題解決に資する解決策・取組	上記 4-3-1 の特定政策課題を解決するために実施する取組の内容についてご記載ください。
4-3-4 活用事業	<p>上記 4-3-3 の取組を実施するにあたって活用する国の支援措置や独自の事業の概要について、網羅的にご記載ください。</p> <p>他省庁の補助制度を活用して実施する事業</p> <p>各事業について、事業の概要（実施主体、事業費、事業内容、実施期間）、活用する支援措置の概要（支援措置を所管する府省の名称、支援措置の名称、支援措置の期間、支援措置の補助金等の額（千円） 支援対象経費）をご記載ください。</p> <p>地域再生法に基づく支援措置を活用して実施する事業（例：地域再生基盤強化交付金、特定地域再生支援利子補給金等）</p> <p>各事業について、事業の概要（実施主体、事業費、事業内容、実施期間）、活用する支援措置の概要（支援措置を所管する府省の名称、支援措置の名称、支援措置の期間、支援措置の補助金等の額（千円） 支援対象経費）をご記載ください。</p> <p>連動施策（ ）を活用した事業（例：特定地域再生事業費補助金等）</p> <p>地域再生基本方針（平成 17 年 4 月 22 日閣議決定）別表に規定された施策をいう（以下同じ）。</p> <p>各事業について、事業の概要（実施主体、事業費、事業内容、実施期間）、活用する支援措置の概要（支援措置を所管する府省の名称、支援措置の名称、支援措置の期間、支援措置の補助金等の額（千円） 支援対象経費）をご記載ください。</p> <p>特定地域再生事業費補助金を活用する場合は、 どの複数の予算制度に係る取組の連携を促進</p>

	<p>するのか、また、それらの連携を促進することにより、どのような効果を増進するのかについてご記載ください。</p> <p style="text-align: center;">自治体等事業主体の単独事業</p> <p>各事業について、事業の概要（実施主体、事業費、事業内容、実施期間）をご記載ください。</p>
<p>4-3-5 特定 政策課題解 決の寄与度</p>	<p>上記 4-3-4 の事業が、4-3-1 の政策課題の解決にどの程度寄与するのかについてご記載ください。</p>

5 評価項目に対する内容	
5-1 国策への寄与	特定政策課題の解決にどの程度寄与するのか、ご記載ください
5-2 取組の先駆性・モデル性	取組の先駆性・モデル性について、ご記載ください。例えば、従来の類似の取組等と比較して、どのような点が異なるのかといった観点からご記載ください。
5-3 多様な主体	どのような主体と連携した取組であるか、連携によりどのような特定政策課題の解決に対して効果が期待されるのかについてご記載ください。
5-4 熟度	事業の実現可能性がどの程度高いのかについてご記載ください。
5-5 その他	その他に取組に関して評価に値すると考えられるものがあれば、ご記載ください。

6 活用する規制の特例措置の内容	
<p>特定政策課題の解決にあたって検討している規制の特例措置について、ご記載ください。具体的には、特定政策課題の解決にあたって、どのような規制が問題となっているのか（法律名、条文、規制の内容）、その規制の特例措置によって誰・何にとってどのような利益・効果が発生すると見込まれるのか、また当該特例措置によって誰・何にとってどのような不利益・悪影響が発生するおそれがあるのか、そのような不利益・悪影響が発生した場合にどのような代替措置又は発生することについての関係者の合意を得ているのかについてご記載ください。</p> <p>該当がない場合は「該当なし」と記載してください。</p>	

7 スケジュール												
年月 事業名	平成 26 年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
...												
...												
...												
年月 事業名	平成 27 年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
...												
...												
...												
年月 事業名	平成 年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
...												
...												
...												
年月 事業名	平成 年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
...												
...												
...												

構想全体のスケジュールを記載してください。必ずしも上記の様式に限定されるものではありません。適宜必要な年度・事業を追加・削除してください。
後に申請される地域再生計画のスケジュールと同様になるものとご理解ください。

8 対象地域

対象とする地域の位置図を示してください。

対象とする地域の人口、面積等を示してください。

「市全域」「市何地区及び何地区」のように、文言での記載をお願いします。

9 全体事業費・国費・補助金						
事業計画内における事業毎の年度事業費・国費（他省庁の補助金等を含む）・特定地域再生計画推進事業による補助金の額をご記載ください。事業には、自治体の単独事業や民間団体による事業も併せてご記載ください。						
事業名	総事業費 (単位：千円)	年度別 事業費（上段）・国費（中段）・特定地域再生計画推進事業に係る補助金（下段）（単位：千円）				
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 年度	平成 年度
○○事業		0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0
××事業		0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0
事業		0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0
事業		0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0
合 計		0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0

本様式は 12 枚以内に収めてください。

平成 26 年度特定地域再生計画推進事業の内容説明書

本資料は、様式 4 において整理した事業毎に作成してください。

1 事業名	
事業名についてご記載ください。ふりがなをふってください。	
2 事業主体の名称	
事業主体の名称についてご記載ください。ふりがなをふってください。 選定された際、申請する補助金の受け入れ主体となる団体の名称についてご記載ください。	
3 内容	
3-1 目的	当該事業の目的を記載してください。
3-2 対象事業内容	本補助事業の内容を可能な限り詳細かつ具体的にご記載ください。他の府省庁の既存の予算制度の対象にならないことを確認するためにも必要です。
3-3 独自性	過去に採択された事業との差異をお書きください（特に同じ特定政策課題（ -イ・ロ・ハ、 -イ・ロ）をテーマとしているものとの違い 等）。
3-4 必要性等	特定地域再生構想における本補助事業の重要性及び必要性、先駆性・モデル性などについて、詳細にお書きください。また、平行して取り組むその他の事業との関連性についてもお書きください。 先駆性・モデル性については、例えば、従来の取組等と比較して、どのような点が異なるのかといった観点からご記載ください。 本補助金を活用する事業が、 どの複数の予算制度に係る取組の連携を促進するのか、また、それらの連携を促進することにより、どのような効果を増進するのかについて、ご記載ください。

4 体制								
取組体制についてご記載ください。								
5 事業費								
要望国費						千円		
6 スケジュール								
年月 項目		平成 26 年度						
		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月

本様式は 3 枚以内に収めてください。

事業費の内訳	
経費の区分	内訳
特定地域再生事業費補助金要綱に規定されている経費の区分に従って記載してください。	委託費の場合は、人日等について詳細に記載してください。
経費計	千円
要望国費	千円

既存の予算制度の確認シート

該当府省庁名	関連制度	日時	結果
省 局 部 課 係 担当： 連絡先： - - Mail： @ .go.jp	補助金	平成 年 月 日	・活用可能性を検討したが、 調査の結果、対象とならな かった。

本補助金の活用希望者は、他府省庁の既存の予算制度の要件に該当しないため、当該制度を活用することができないことを確認していただく必要があります。上記の様式に関連する制度の所管府省庁に問い合わせるなどしていただき、その結果をご記載ください。その場合は担当者の氏名・連絡先をご記載ください。内閣府が再度確認する場合があります。

特定地域再生構想のタイトル【市町村名等】

< 特定政策課題: 例: 少子高齢化の進展に対応した良好な居住環境の形成 >

背景・現状(例)

〇市町村のデータ

- ・人口: 〇〇人
- ・世帯: 〇〇世帯
- ・面積: 〇〇km²
- (平成〇年〇月〇日現在)

〇高齢化の状況

〇郊外型団地の高齢化

〇地域公共交通の衰退

〇コミュニティの低下

取組のイメージ図

目標

〇〇に対応するため、〇〇し、〇〇できる
〇〇の実現

期待される効果

(例)
〇〇の数: 〇〇人(H〇→H〇)
〇〇の額: 〇〇円(H〇→H〇)

取組主体・関係者

〇〇総合研究会(〇市、〇機構、〇大学)

具体的な政策課題

◆〇〇システムの具体化

- ・(特定政策課題解決のため)〇〇ができるようになる必要。

◆〇〇の向上

- ・(特定政策課題解決のため)〇〇ができるようになる必要。

◆〇〇の防止

- ・(特定政策課題解決のため)〇〇ができるようになる必要。

解決策・取組

①〇〇システムの開発【〇〇省】

- ・〇〇のため、〇〇システムの開発

②〇〇研修プログラムの開発【〇〇省】

- ・〇〇プログラムを開発する。

③〇〇の相談、啓発【〇〇省】

- ・〇〇時の講師派遣、専門的アドバイス

④〇〇拠点の整備【自主的取組】

⑤〇〇【自主的取組】

写真・イメージ図等

写真・イメージ図等

①〇〇事業【〇〇省】

- ・〇〇のため、〇〇を実施

②〇〇事業【〇〇省】

- ・〇〇のため、〇〇を実施

③〇〇事業【〇〇省】

- ・〇〇のため、〇〇を実施

写真・イメージ図等

①〇〇事業【〇〇省】

- ・〇〇のため、〇〇を実施

②〇〇事業【〇〇省】

- ・〇〇のため、〇〇を実施

③〇〇事業【〇〇省】

- ・〇〇のため、〇〇を実施

写真・イメージ図等

本様式は1枚に収めてください。